

令和6年12月大竹市議会定例会（第5回）議案の概要（その2）

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	議案第75号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 本市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改正を踏まえ、議会の議員の期末手当について支給割合を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 第1条関係 令和6年12月期の支給月数の変更 ・改正前2.225月分 ⇒ 改正後2.375月分</p> <p>(2) 第2条関係 ア 令和7年6月期の支給月数の変更 ・改正前2.225月分 ⇒ 改正後2.3月分 イ 令和7年12月期の支給月数の変更 ・改正前2.375月分 ⇒ 改正後2.3月分</p> <p>3 施行期日等 公布の日。ただし、2(1)の規定は、令和6年12月1日に遡って適用。 2(2)の規定は、令和7年4月1日から施行。</p>	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
2	議案第 76 号	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 本市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改正を踏まえ、特別職の職員で常勤のものとの期末手当について支給割合を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 第1条関係 令和6年12月期の支給月数の変更 ・改正前2. 225月分 ⇒ 改正後2. 375月分</p> <p>(2) 第2条関係 ア 令和7年6月期の支給月数の変更 ・改正前2. 225月分 ⇒ 改正後2. 3月分 イ 令和7年12月期の支給月数の変更 ・改正前2. 375月分 ⇒ 改正後2. 3月分</p> <p>3 施行期日等 公布の日。ただし、2(1)の規定は、令和6年12月1日に遡って適用。 2(2)の規定は、令和7年4月1日から施行。</p>	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
3	議案第 77 号	<p>一般職の職員の給与に関する条例及び大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>(総務部総務課)</p>	<p>1 改正の理由</p> <p>国家公務員の給与の改定に伴い、本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給料月額を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 令和6年12月期の支給月数の変更 (一般職)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 改正前1. 225月分 ⇒ 改正後1. 275月分 ・勤勉手当 改正前1. 025月分 ⇒ 改正後1. 075月分 <p>(再任用短時間勤務職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 改正前0. 6875月分 ⇒ 改正後0. 7125月分 ・勤勉手当 改正前0. 4875月分 ⇒ 改正後0. 5125月分 <p>イ 一般職給料表の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料月額 平均改定率3. 0% <p>(2) 第2条関係</p> <p>ア 令和7年6月期の支給月数の変更 (一般職)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 改正前1. 225月分 ⇒ 改正後1. 25月分 ・勤勉手当 改正前1. 025月分 ⇒ 改正後1. 05月分 <p>(再任用短時間勤務職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 改正前0. 6875月分 ⇒ 改正後0. 7月分 ・勤勉手当 改正前0. 4875月分 ⇒ 改正後0. 5月分 <p>イ 令和7年12月期の支給月数の変更 (一般職)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 改正前1. 275月分 ⇒ 改正後1. 25月分 ・勤勉手当 改正前1. 075月分 ⇒ 改正後1. 05月分 <p>(再任用短時間勤務職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 改正前0. 7125月分 ⇒ 改正後0. 7月分 ・勤勉手当 改正前0. 5125月分 ⇒ 改正後0. 5月分 <p>(3) 第3条関係</p> <p>会計年度任用職員給料表を一般職給料表に合わせて改定</p>	総務部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			<p>3 附則</p> <p>(1) 第1項関係（施行期日） 公布の日。ただし、2(2)の規定は令和7年4月1日から、2(3)の規定は令和7年1月1日から施行。</p> <p>(2) 第2項関係 2(1)アの規定は令和6年12月1日に、2(1)イの規定は令和6年4月1日に遡って適用</p> <p>(3) 第3項関係 市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員について、2(3)の給料表に関する改正規定を令和6年4月1日に遡って適用</p> <p>(4) 第4項関係 市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員について、期末手当及び勤勉手当を令和6年12月1日に遡って適用</p> <p>(5) 第5項関係 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行日において、経過措置を受けている職員の令和6年度中の措置について規定</p> <p>(6) 第6項及び第7項関係 この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定</p>	

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
4	議案第 78 号	工事請負契約の締結について [大竹駅西口交流広場整備工事] (建設部監理課)	1 工 事 名 大竹駅西口交流広場整備工事 2 工事場所 大竹市新町一丁目地内 3 契約方式 一般競争入札 4 請負金額 152,900,000円 5 請 負 者 広島県大竹市立戸四丁目1番47号 株式会社三洋技建 6 工 期 議決の日の翌日から令和8年1月30日まで (工事概要) 交流広場整備工事 広場面積 約1,000㎡ ・土工 一式 ・構造物撤去工 一式 ・舗装工 一式 ・縁石工 一式 ・付属施設工 一式 ・仮設工 一式 ・照明施設工 一式	建設部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	議案第 79 号	工事請負契約の締結について [晴海臨海公園西側駐車場等整備 工事] (建設部監理課)	1 工事名 晴海臨海公園西側駐車場等整備工事 2 工事場所 大竹市晴海二丁目地内 3 契約方式 一般競争入札 4 請負金額 157,300,000円 5 請負者 広島県山県郡北広島町阿坂3933番地 株式会社 広栄建設産業 6 工期 議決の日の翌日から令和8年2月20日まで (工事概要) 駐車場等整備工事 ・敷地造成工 一式 ・植栽工 一式 ・雨水排水設備工 一式 ・園路広場整備工 一式 ・管理・サービス施設整備工 一式 ・遊戯施設整備工 一式 ・構内配電線路設備工 一式 ・構内通信線路設備工 一式	建設部長
6	議案第 80 号	令和6年度大竹市一般会計補正予 算(第6号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 129,330千円 ○予算総額 18,926,683千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・普通交付税 129,330千円 (歳出) ・議員報酬等 1,037千円 ・人事管理事務(特別職・一般職人件費等) 57,475千円 ・会計年度任用職員人件費等 55,309千円 ・国民健康保険特別会計歳入補填事務 7,760千円 ・後期高齢者医療特別会計歳入補填事務 1,466千円 ・介護保険特別会計歳入補填事務 6,283千円	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	議案第 81 号	令和 6 年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 7, 7 6 0 千円 ○予算総額 3, 3 6 2, 8 3 4 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・一般会計繰入金 7, 7 6 0 千円 (歳出) ・人事管理事務（一般職人件費） 6, 0 3 0 千円 ・会計年度任用職員人件費 1, 7 3 0 千円	副市長
8	議案第 82 号	令和 6 年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 6, 2 8 3 千円 ○予算総額 2, 9 5 3, 4 1 4 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・一般会計繰入金 6, 2 8 3 千円 (歳出) ・人事管理事務（一般職人件費等） 3, 8 8 0 千円 ・会計年度任用職員人件費 2, 4 0 3 千円	副市長
9	議案第 83 号	令和 6 年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 1, 4 6 6 千円 ○予算総額 6 1 7, 0 6 4 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・一般会計繰入金 1, 4 6 6 千円 (歳出) ・人事管理事務（一般職人件費） 1, 0 5 0 千円 ・会計年度任用職員人件費 4 1 6 千円	副市長